

世界の  
あしたが見えるまち。  
TSUKUBA

# つくば市 新しい給食施設の 検討について(案)

令和5年(2023年) 月

出典：つくば市 HP「令和5年度会議録・会議資料（附属機関の会議）」掲載資料から抜粋  
<https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/7/kyuusyokucenter1-2.pdf>

※下線は橋本議員による

これからの  
やさしさの  
ものさし  
つくばSDGs

## (2) 今後の学校給食の在り方について

学校給食にかかる施設整備及び学校給食の課題と方向性について、今後の学校給食の在り方を検討するため、令和3年度から令和4年度の2年間をかけ、下表名簿のとおり公募の市民委員も含め幅広い区分の委員で構成した「つくば市学校給食の在り方懇談会」を開催した。

## 懇談会委員名簿（計20名）

区分	所属・役職
市議会議員	つくば市議会
地方行政機関及び公共的団体の役員等	J Aつくば市役職員
	J Aつくば市職員
	J Aつくば市谷田部役職員
	J Aつくば市谷田部職員
学識経験者	つくば市栄養士部会部長
	つくば市学校給食会給食主任代表
	つくば市食生活改善推進員協議会会長
学校教育関係者	つくば市校長会会長
	つくば市学校給食会会長
	つくば市幼稚園会会長
学校給食運営に関わる市職員	つくば市教育局長
	つくば市財務部長
	つくば市経済部長
	つくば市給食センター代表所長
市民	つくば市PTA連絡協議会会長又は会長が指名する者
	市民公募(市内学校等に通う子の保護者)
	市民公募(市内学校等に通う子の保護者)
	市民公募
	市民公募

懇談会では、自校式給食とセンター方式との給食施設の比較検討の観点から、食育、地産地消について今後の取組みに対する意見をいただき、他自治体の事例を学ぶ機会にも恵まれ、施設整備面だけでなく、食育の取組み等において参考となる事例に触れることもできた。

また、つくば市の学校給食における地産地消の状況や食育の実施状況等を確認した。そして、保護者や一般の方が学校給食にもっと関心を持ち、理解を深める取組

みを実施するなど、さらなる工夫の余地について意見も交換された。

さらに、学校給食の提供上望ましい施設として、現行のセンター方式と自校方式の比較検討を行い、「市は今後の給食施設整備に当たっては、当懇談会委員から導入を望む声が多かった自校方式について検討されたい」とまとめられている。

〈つくば市学校給食の在り方懇談会意見〉

※ 一部抜粋

意見項目	意見
地産地消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者側としていかに生産者をサポートし、生産者を増やしていくのか、皆で考えていくことが必要。</li> <li>・納入業者が大規模か小規模かを問わず、地産地消を進めるためには入札以外の方法を検討すべき。</li> <li>・オーガニック食材を給食にも取り入れられるように、方向性を探るべきと考える。</li> </ul>
食育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美味しく、できたての温かい給食を提供していく方法を模索すべき。</li> <li>・加工品の使用を減らし、添加物の少ない給食の提供を検討すべき。</li> <li>・給食の時間や食育を充実させるため、給食時間を長く取れる方策を考えると良い。</li> <li>・子どもたちの献立作りへの参加、子どもたちの施設見学など、積極的に子どもたちを給食づくりに巻き込み、発信していくと良い。</li> </ul>
給食PR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や一般の方が学校給食にもっと関心を持ち理解を深める取組を実施すべき。</li> </ul>
給食施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自校方式の良いところをたくさん話し合った。1校でもいいので自校方式を取り入れることを検討していくべきと考える。</li> <li>・センター方式を取りながらも自校方式の良い点をどう取り入れるか、といったことを今後検討すべき。</li> <li>・子どもたちが減った時に施設が無駄になることのないよう、将来に負担を残すような施設整備をすべきではない。</li> <li>・大規模センター方式か自校式かの二択ではなく、小規模なセンターについても選択肢に含め、検討していくべき。</li> </ul>

今後、これらの意見を参考に、つくば市学校給食のさらなる向上を図ることが必要である。

## つくば市新しい給食施設の検討について（案） 概要

## 1 つくば市学校給食の在り方懇談会での意見について

## (1) 地産地消

- ・消費者として生産者をサポートし生産者を増やしていくことが必要
- ・給食にオーガニック食材導入

## (2) 食育

- ・温かい給食の提供
- ・給食時間の確保
- ・添加物の少ない給食の提供
- ・給食づくりに子どもたちを積極的に巻き込み発信

## (3) 市民の理解促進・PR

- ・保護者や一般の方が学校給食にもっと関心を持ち理解を深める取組みが必要

## (4) 給食施設整備

- ・1校でも自校方式を取り入れることを検討していくべきと考える
- ・センター方式を取りながらも自校方式の良い点を取り入れるべき
- ・将来に負担を残すような施設整備をすべきではない
- ・大規模センター方式か自校式かだけでなく小規模センターも選択肢に

## 2 地産地消の課題について

つくば市で生産・収穫された食品数の割合目標 20%

(つくば市の学校給食における地産地消ガイドラインによる)

令和4年度は 18.4%

農産物については、天候不良等に左右され、年間をとおし安定供給を行うためには、新規地場生産者の拡大のほか、食品の貯蔵や加工品の開発等の推進も検討が必要。

## 3 施設の検討について

## (1) 給食食材における地場産物の貯蔵庫及び加工施設機能

安価な収穫時期に農産物をストック。加工等に活用することで地元産野菜の積極的な購入が可能。

## (2) 炊飯設備の機能

自前炊飯を行い、季節や地域の特産物を活用した米飯メニューを提供。これにより、地域の生産者を支援。

## (3) 市民に向けた給食レストラン機能

市民が利用できる給食レストランを設ける。市民の健康増進及びつくば市の食

# つくば市立学校給食センター整備基本計画

平成22年11月

つくば市教育委員会事務局 健康教育課



全体食数の増加は、主に中南東部での増加によるところが大きい。

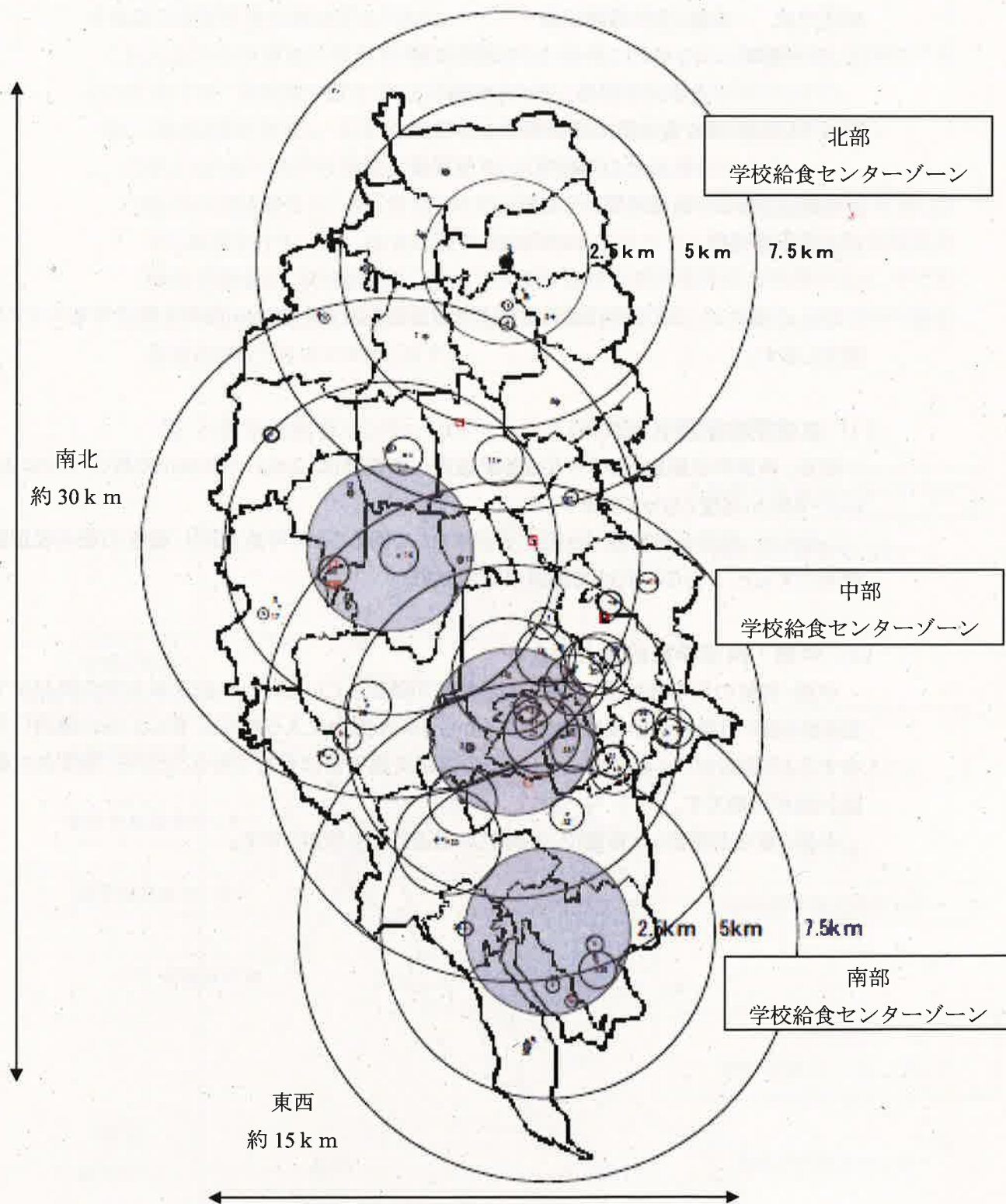
このように、食数分布の経年による構造的変化は少ないので、最大食数に対応できる配送計画を確認する主旨から、全体の食数がピークとなる平成35年度の食数分布を基に検討します。

次に、筑波学校給食センター以外の学校給食センターについて、以下のような考えによりゾーニングを想定します。

- ・つくば市は南北に長く(30km)、東西に短い(15km)形状をしていることから、均等に施設を配置することを基本に、北部に位置する筑波学校給食センターのほか、中部に2ヶ所、南部に1ヶ所学校給食センターを配置します。
- ・敷地の対象エリアは、どの学校からも概ね10km圏内とするため、半径2.5km、5km、7.5kmの同心円により、想定しました。半径2.5kmの円を建設想定エリアと考えた場合、最外円(半径7.5)内に位置する学校であれば、10km以内となり、配送可能と考えられます。
- ・規模の大きな学校等は、配送の負荷が大きいので対象エリアからの距離が短くなるよう、できるだけ半径5kmの円内に位置するようにしました。

以上を踏まえ、4ヶ所の学校給食センターのゾーニングを示したものが図5になります。  
灰色に着色してある部分が、新学校給食センター用地として想定される範囲です。

図5 新学校給食センターのゾーニング (案)



※ 図5の各学校等の食数を表す円は、ピーク時のH35年度のもので。

## 第4 建設候補地の検討

### 4.1. 想定可能な敷地

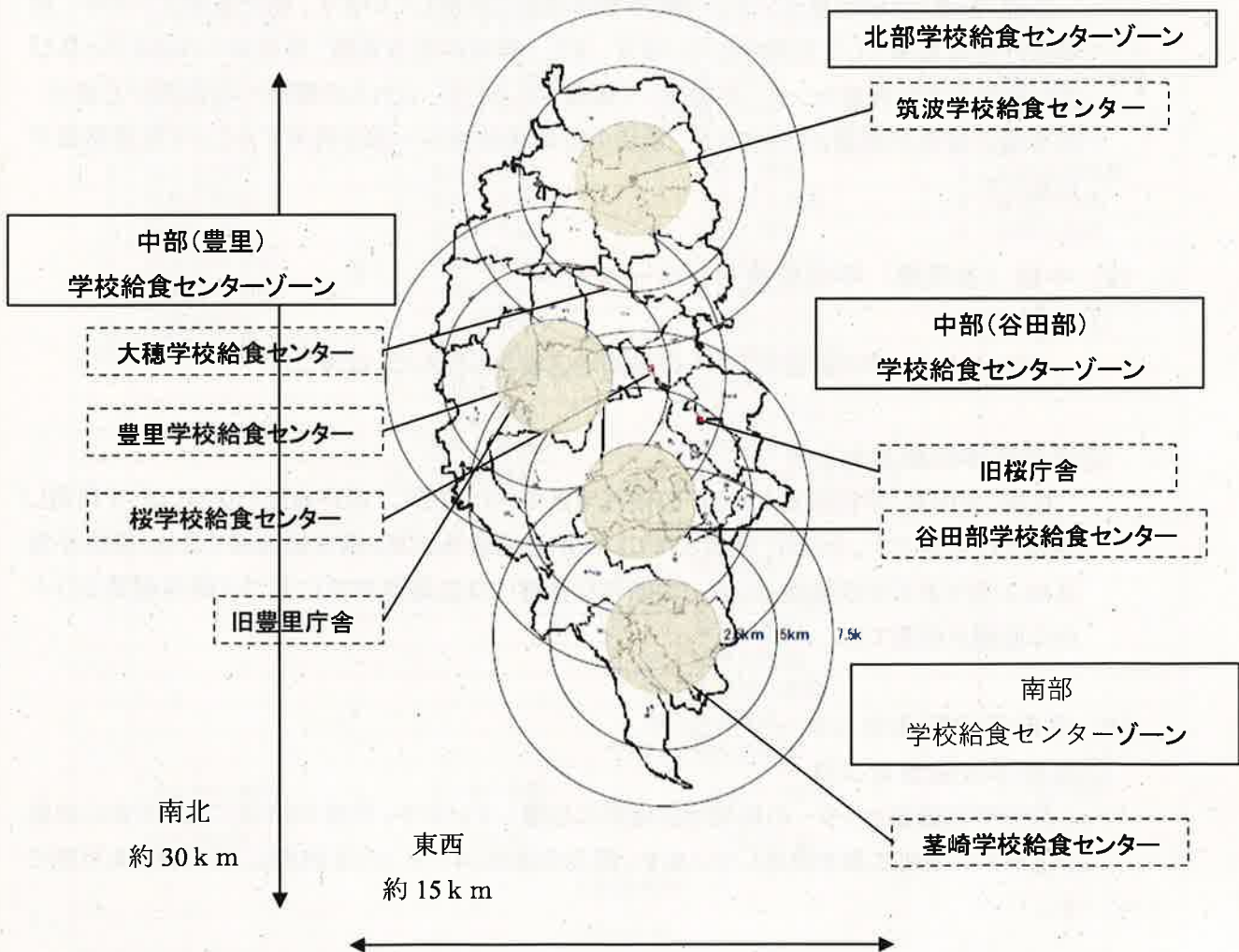
施設整備の候補地として検討が可能な敷地は、市有地においては、既存の学校給食センター敷地がありますが、その他の市有地では、現段階で利用可能性のある敷地として桜庁舎及び豊里庁舎の敷地があります。

これら以外の市有地や民有地等、より望ましい土地については、今後継続して検討することとしますが、現段階で想定できる敷地について、整備の可能性を検討します。

但し、次の2点を考慮し、基本的に全面解体・撤去後建設を行う方法で検討します。

- ①子どもたちへの学校給食の提供はストップすることは出来ない。
- ②既存の学校給食センター敷地を利用し建設を行う場合、学校給食センターを運営しながら建設を行うことは、給食施設建設中の砂埃の発生や工事関係車輛と給食関係車輛の交錯など、学校給食センターでの衛生管理や運営管理等の問題があり、子どもたちへの給食提供に大きなリスクが発生する可能性が高いことから、全面解体・撤去後建設を行う方法で検討します。

図6 新学校給食センターのゾーニング(案)及び検討対象地





## 4.2. 候補地とその適性

### (1) 中部（豊里）学校給食センターゾーン

#### ①大穂学校給食センター

中部（豊里）学校給食センターの候補地域から大きく外れており、かつ、既存の敷地（2,605 m<sup>2</sup>）が狭いため建替えは不可能です。

#### ② 豊里学校給食センター

中部（豊里）学校給食センターの候補地域内に位置していますが、既存の敷地（2,033 m<sup>2</sup>）が狭いため建替えは不可能です。

#### ③ 桜学校給食センター

既存敷地（10,037 m<sup>2</sup>）を利用し、建替えが可能です。ただし、中部（豊里）学校給食センターの候補地域から外れています。また、指定されている用途地域等が第2種住居地域、第2種文教地区であり、用途が食品加工場である学校給食センターの新たな整備には、建築基準法に基づき関係機関との十分な協議が必要です。

#### ④ 旧豊里庁舎

中部（豊里）学校給食センターの候補地域内に位置しています。新庁舎開庁に伴い、旧豊里庁舎は書庫として利用されています。また、敷地内の公民館、市民ホールとよさと及び窓口業務を含む保健センターが継続して運営されるため、これらの施設への配慮が必要で、駐車場の確保が課題となりますが、現状の駐車場跡地の一部を利用することで施設整備が可能です。

### (2) 中部（谷田部）学校給食センターゾーン

#### ①旧桜庁舎

中部（谷田部）学校給食センターの候補地域から外れています。

#### ②谷田部学校給食センター

中部（谷田部）学校給食センターの候補地域内に位置し、既存敷地（10,037 m<sup>2</sup>）を利用し、建替えが可能です。ただし、指定されている用途地域等が第2種住居地域であり、用途が食品加工場である学校給食センターの新たな整備には建築基準法に基づき関係機関との十分な協議が必要です。

### (3) 南部学校給食センターゾーン

#### ①基崎学校給食センター

南部学校給食センターの候補地域内に位置しています。平成19年度に3,500食に対応するための改修工事を実施しています。既存の敷地（4,617 m<sup>2</sup>）を利用し、建て替えも可能です。

## 4.3. まとめ

子どもたちの安心・安全を最優先するため、桜・谷田部学校給食センターの敷地における建替えは、既存施設の解体・撤去後に新施設を建設する方法が望ましいと考えます。

現時点では、中部(谷田部)学校給食センターの敷地として想定できるのが谷田部学校給食センターの敷地のみであることから、中部(豊里)学校給食センターの整備は、谷田部学校給食センターの運営を中止しても支障がないよう、事前に谷田部学校給食センター分の食数を確保できる施設整備を行う必要があります。また、南部学校給食センターの敷地として想定できるのは、荃崎学校給食センターしかありません。

よって、現時点では旧豊里庁舎の敷地と谷田部学校給食センターの敷地及び荃崎学校給食センターの敷地を新学校給食センターの候補地とします。

この場合の各学校給食センターでの配送対象と想定される学校等は、表9のとおりです。

表9 新学校給食センターでの配送対象校の想定(H35の予測データより作成)

筑波学校給食センター		中部(豊里)学校給食センター		中部(谷田部)学校給食センター		南部(荃崎)学校給食センター	
No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称
1	前野小学校	1	大曾根小学校	1	小野川小学校	1	谷田部小学校
2	栗原小学校	2	要小学校	2	手代木南小学校	2	谷田部南小学校
3	田水山小学校	3	吉沼小学校	3	二の宮小学校	3	荃崎第一小学校
4	筑波小学校	4	沼崎小学校	4	松代小学校	4	荃崎第二小学校
5	田井小学校	5	今鹿島小学校	5	東小学校	5	荃崎第三小学校
6	北条小学校	6	上郷小学校	6	栄小学校	6	荃崎中学校
7	小田小学校	7	真瀬小学校	7	九重小学校	7	高崎中学校
8	山口小学校	8	島名小学校	8	桜南小学校	8	谷田部幼稚園
9	作岡小学校	9	葛城小学校	9	竹園東小学校	9	高崎幼稚園
10	菅間小学校	10	柳橋小学校	10	並木小学校	10	岩崎幼稚園
11	筑波西中学校	11	吾妻小学校	11	竹園西小学校		
12	筑波東中学校	12	大穂中学校	12	谷田部中学校		
13	大穂幼稚園	13	豊里中学校	13	手代木中学校		
14	筑波幼稚園	14	高山中学校	14	谷田部東中学校		
		15	吾妻中学校	15	桜中学校		
		16	上郷幼稚園	16	竹園東中学校		
		17	島名幼稚園	17	並木中学校		
		18	吾妻幼稚園	18	県立並木中等教育学校		
				19	手代木南幼稚園		
				20	二宮幼稚園		
				21	桜幼稚園		
				22	竹園東幼稚園		
				23	並木幼稚園		
				24	桜南幼稚園		
				25	竹園西幼稚園		
				26	東幼稚園		
				27	松代幼稚園		
センター合計		センター合計		センター合計		センター合計	
1,815 食		8,235 食		12,371 食		3,591 食	
4 施設合計							
26,012 食							

※ 学校等の名称は、現在の名称を使用しています。

**⑤ 食数の推移について**

『つくば市学校等適正配置計画』の推計に基づき、市全体の提供給食数を26,000食と設定しましたが、社会状況によっては、これを上回る場合も考えられます。このため、毎年度、園児・児童・生徒数等の推移及びつくばエクスプレスの沿線開発の状況等を踏まえ、食数を確認します。食数増加の可能性が明らかになった場合には、新たな施設整備について検討します。

**⑥ 整備手法の検討**

新学校給食センターの整備手法としては、従来方式のほか、DBO方式やPFI方式についても検討が必要と考えます。

今後は、早期にこれらの手法の適性について検討を実施し、新設予定の2ヶ所について、最適な手法を選定します。

〇つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年10月8日

条例第57号

改正 平成28年7月1日条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童健全育成事業 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。
- (2) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (3) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(最低基準の目的)

第3条 この条例に定める基準（次条において「最低基準」という。）は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(平28条例38・一部改正)

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。



(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(設備の基準に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成32年3月31日までの間、この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所（以下「既存事業所」という。）についての第9条第2項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない」とする。

(職員に関する経過措置)

第3条 施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

2 施行日から平成32年3月31日までの間、既存事業所についての第10条第4項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、1の支援の単位を構成する児童の数については、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない」とする。

附 則（平成28年条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

# つくば市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

## 1 目的

つくば市耐震改修促進計画(以下「促進計画」という。)に定めた目標達成に向け、住宅所有者に対する意識啓発・制度周知、耐震改修事業者の技術力向上、市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、つくば市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るための事業実施を目標に掲げるとともに、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、取組の充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2 位置づけ

アクションプログラムは、促進計画「第4章 耐震診断・改修の促進を図るための施策」に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定する。

## 4 検証・公表

社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、毎年度取組内容の検証、見直しを行う。

アクションプログラムの取組に伴う実施・達成状況については、市のホームページで公表する。

## 3 取組内容・目標・実績

令和5年度(2023年度)目標及び令和4年度(2022年度)実績	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅の耐震診断士派遣事業を実施 令和4年度実績:10戸</li> <li>木造住宅の耐震改修費に対する一部補助を実施 令和4年度実績:1戸</li> </ul>
令和5年度(2023年度)取組内容	
計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅所有者に対する直接的な耐震化促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度は区会内の住宅所有者に対して啓発用のチラシを配布し、令和7年度までに区会内の対象住宅全戸に継続的に実施。</li> </ul> </li> <li>○耐震診断士派遣事業利用者に対する耐震化促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断結果報告時に補助制度の案内を配布する等により耐震改修を促す。</li> <li>耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール等の方法により耐震改修を促す。</li> </ul> </li> <li>○改修事業者の技術力向上等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>県で実施する茨城県木造住宅耐震診断士養成講習会において補助事業のPR等を実施する。</li> <li>茨城県木造住宅耐震診断士養成講習会の受講者名簿をHPで公表する。</li> </ul> </li> <li>○市民への周知普及                             <ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌等を通じて耐震改修の必要性について周知する。</li> <li>年一回、一般の住民を対象とした市主催のイベントに出展し、ブースの展示を行う。</li> <li>耐震化支援補助制度のパンフレットやチラシを作成して窓口で配布する。</li> </ul> </li> </ul>
自己評価	前年度の取組実績
	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断結果報告時に耐震改修を促した。</li> <li>耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメールにより耐震改修を促した。</li> <li>茨城県木造住宅耐震診断士養成講習会において、補助事業をPRし、後日、講習会受講者のリストを市ホームページで公表した。</li> <li>耐震改修啓発用のチラシを区会内で配布し、市窓口に設置した。</li> <li>本庁舎1階に展示ブースを設け、耐震啓発の掲示と相談会を実施した。</li> </ul>
課題及び改善策	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課題                             <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も耐震化事業を推進するため、耐震化の必要性及び補助制度等の普及啓発を図る必要がある。</li> </ul> </li> <li>○改善策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>目に留まりやすく分かりやすい啓発用チラシを作成するため、掲載内容を精査する。</li> <li>引き続き、対象住宅所有者へのチラシの配布により、直接的な普及啓発に努める。</li> </ul> </li> </ul>